

平成21年度の国民健康保険税についてお知らせします!!

●● 重要なお知らせ ●●

① 保険税の課税限度額の引き上げについて

本年度から、保険税の課税限度額が次のとおりとなります。

	(平成20年度)		(平成21年度)
医療費分	44万円	→	47万円(改定)
後期支援分	12万円	→	12万円(改定なし)
介護納付分	9万円	→	10万円(改定)
合計	65万円	→	69万円

② 保険税のお支払い方法が変更できます。(申請が必要です。)

「特別徴収(年金天引き)」対象の方は、申請により、お支払い方法を「口座振替」に変更することができます。

「口座振替」でのお支払いを希望される方は、市税務課への申し出が必要です。

「年金天引き」を希望される方は、申し出は不要です。

③ 後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減制度(申請が必要です。)

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳)が国民健康保険に加入する場合は、申請により、2年間、被保険者1人あたりで賦課される保険税が半額になります。

さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険税も半額になります。

●● 保険税の計算方法 ●●

区 分		税 率		保険税 (A)+(B)+(C)
医療費分	加入者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 ×【 7.2% 】	⇒ ①	医療費分の 保険税(A) (①から④の計) 限度額 47万円
	加入者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) ×【 31.7% 】	⇒ ②	
	世帯の加入者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【19,000円】	⇒ ③	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【21,600円】	⇒ ④	
後期支援分	加入者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 ×【 2.0% 】	⇒ ⑤	後期支援分の 保険税(B) (⑤から⑧の計) 限度額 12万円
	加入者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) ×【 8.3% 】	⇒ ⑥	
	世帯の加入者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【 5,300円 】	⇒ ⑦	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【 6,000円 】	⇒ ⑧	
介護納付分	第2号被保険者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 ×【 2.3% 】	⇒ ⑨	介護納付分の 保険税(C) (⑨から⑫の計) 限度額 10万円
	第2号被保険者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) ×【 7.0% 】	⇒ ⑩	
	世帯の第2号被保険者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【 7,700円 】	⇒ ⑪	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【 5,500円 】	⇒ ⑫	

※保険税賦課限度額：計算した保険税が、医療費分47万円、後期支援分12万円、介護納付分10万円を超えた場合は、それぞれ47万円、12万円、10万円となり、この場合の保険税額は69万円となります。

●● 保険税の納め方 ●●

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保の加入者がいる場合は、国保税納付の義務は世帯主にあります。

保険税は、「特別徴収(年金天引き)」と「普通徴収(納税通知書での納付または口座振替による納付)」の2種類の納め方があります。

◎保険税の納税通知書等の送付時期

各年度分(4月から3月まで)の保険税については、納付方法(特別徴収、普通徴収)に関係なく、毎年7月10日すぎに納税通知書、特別徴収通知書等をお送りします。

詳しいお問い合わせは、市税務課諸税係(市役所1階 ☎32・3845)まで。